

都 城 市 利 用 者 負 担 額 (保 育 料) 【 月 額 : 円 】

1号(幼稚園及び認定こども園の教育利用)			
階層番号	区 分	都城市基準額	国基準額
		1号 (3歳以上)	
①	生活保護・ 里親世帯	0	0
②-1	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	0	0
	市民税 非課税 世帯	0	3,000
②-2	(所得割非 課税世帯 含む) 上記以外		
③-1	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	0	3,000
	市民税 課税		
③-2	所得割: 77,101円 未満	0	10,100
	上記以外		
④	市民税 均等割課税	0	20,500
	所得割: 77,101円～ 211,200円以下		
⑤	市民税 均等割課税 所得割: 211,201円以上	0	25,700

2・3号(保育園及び認定こども園の保育利用)								
階層番号	区 分	都城市基準額				国基準額		
		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		
		2号 (3歳児以上)	3号 (3歳児未満)	2号 (3歳児以上)	3号 (3歳児未満)	2号	3号	
①	生活保護・ 里親世帯	0	0	0	0	0	0	
②-1	市民税 均等割非課税 所得割非課税 世帯	0	0	0	0	0	0	
	ひとり親、 在宅障がい 世帯等							
②-2	上記以外	0	0	0	0	6,000	9,000	
②-3	所得割 非課税 世帯	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	0	5,000	0	4,950	6,000	9,000
		上記以外	0	13,000	0	12,800	16,500	19,500
③-1	48,600円 未満	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	0	7,800	0	7,700	6,000	9,000
		上記以外	0	18,000	0	17,700	16,500	19,500
④-1	48,600円 ～ 57,700円 未満	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	0	7,900	0	7,800	6,000	9,000
		上記以外	0	21,000	0	20,700	27,000	30,000
④-2	市民税 均等割課税 による	57,700円 ～ 61,000円 未満	0	7,900	0	7,800	6,000	9,000
④-3	上記以外	0	21,000	0	20,700	27,000	30,000	
④-4	ひとり親、 在宅障がい 世帯等	61,000円 ～ 77,101円 未満	0	8,000	0	7,900	6,000	9,000
④-5	上記以外	0	24,000	0	23,600	27,000	30,000	
④-6	77,101円～ 80,000円未満	0	24,000	0	23,600	27,000	30,000	
④-7	80,000円～ 97,000円未満	0	27,000	0	26,600			
⑤-1	97,000円～ 115,000円未満	0	33,000	0	32,500	41,500	44,500	
⑤-2	115,000円～ 169,000円未満	0	39,000	0	38,400			
⑥	169,000円～ 301,000円未満	0	47,000	0	46,300	58,000	61,000	
⑦	301,000円～ 397,000円未満	0	50,000	0	49,200	77,000	80,000	
⑧	397,000円以上	0	54,000	0	53,100	101,000	104,000	

- ① 都城市管内の保育料については、太字で記載してある 0 の部分をご覧ください。
- ② 保育料の年齢は、4月1日現在の満年齢を基準にして計算します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)。
- ③ 令和3年4月～令和3年8月までは、令和2年度市民税で算定し、令和3年9月～令和4年8月までは、令和3年度の市民税額で算定します。ただし、住宅借入金特別控除等がある場合には控除前の金額になります。
- ④ 上記の利用料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- ⑤ 新制度に移行しない幼稚園については、各幼稚園が設定する保育料になりますので、各幼稚園へお問い合わせください。
- ⑥ 多子世帯の保育料の軽減について(きょうだいで施設を利用する場合)
- 注:1号認定および2号認定(4月1日時点で満3歳以上)の子どもの保育料は、兄弟の有無に関係なく無償になります。
- ・3号認定の場合 : 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・ただし、3号認定の①から④-2の階層の子どもについては、生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ⑦ 上のお子さんが幼稚園に入園(ただし3歳になった月から適用)、もしくは、さくら聴覚支援学校(幼稚部)・都北学園・ひかり園等の施設を利用されていれば下のお子さんの保育料が安くなる場合もありますので、保育課までお問い合わせください。
- ⑧ 2・3号認定の①～④-6の階層のひとり親、在宅障がい世帯等は、第2子以降の保育料は無料となります。
- ⑨ 「国基準額」とは、国が定めている保育料ですが、保護者の方の負担軽減を図るために市独自の保育料を定め、その差額分については都城市が補填しています。